

## 施設サービス費用等減免規程

介護老人保健施設はまかせ

第1条 この規程は、施設サービス費用等の減免(以下、「減免」という。)について定める。

第2条 この規程によって減免を受ける者は、次に該当する者とする。

- ①生活保護法の適用を受けている者又は老齢福祉年金受給者
- ②生活保護の適用を受けられない生計困難者で施設利用料の負担ができない者
- ③本人および世帯全員が市町村民税非課税世帯である者

第3条 前条により減免を受けようとする者は次の書類を施設長へ提出するものとする。

- ①施設利用料減免申請書
- ②介護保険負担限度額認定証(写)
- ③世帯の所得証明書
- ④その他、生計困難者であることが確認できる書類

第4条 減免申請の窓口は支援相談員とし、所要事項を調査のうえ採否を稟議し、施設長の承認を得るものとする。

第5条 この規程による減免すべき額は次のとおりとする。

- ①生活保護法の適用を受けられない者  
(介護保険サービス費用の総額(介護給付費、特定入所者介護サービス費、保険対象外サービス費)×10%)
- ②生活保護法の適用を受けている者  
日常生活品費×50%

第6条 減免対象者は家庭の経済状況等に異動があったとき、速やかにその旨を施設長へ届け出なければならない。

第7条 減免対象者が減免事由に該当しなくなったと施設長が認めるときは、該当月以降の減免は中止するものとする。

第8条 この規程による取り扱いは、2年を超えて継続しない。  
ただし、施設長が特に必要であると認める場合はこの限りでない。

第9条 この規程に定めのない事項については、施設長がその都度決定するものとする。

附則 1.平成 22 年 4 月 1 日施行

2.令和元年 9 月 1 日改正

なお、この規程の施行に伴い、介護老人保健施設はまかぜ介護サービス費減免規程  
(平成 11 年 10 月 1 日施行、平成 18 年 4 月 1 日一部改正)は廃止する。

3.令和 3 年 8 月 1 日改正